

弥富市と日本生命保険相互会社 名古屋支社との包括連携に関する協定書

弥富市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社 名古屋支社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の社会課題の解決、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。また、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

- (1) 健康増進・疾病予防に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること
- (4) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)推進に関すること
- (7) 環境保全に関すること
- (8) その他、前条の目的を達成するため、両者が協議し合意した事項

2 甲と乙は、前項第1号及び第2号に掲げる事項については、乙による甲への毎年の「ニッセイ医療費白書」の提供、「意識実態アンケート」の報告等を通じ、連携と協働の推進を図るものとする。

3 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（秘密保持等）

第4条 甲及び乙は、本協定において知り得た相手方の秘密情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義する個人情報を含む。）を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月24日

甲 愛知県弥富市前ケ須町南本田335番地
弥富市

弥富市長

安藤正明

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目14番21号
円山ニッセイビル16階
日本生命保険相互会社 名古屋支社

名古屋支社長

岩井誠